

第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

—— ヴィルヘルム・グレーナーと戦時社会政策 ——

山 田 高 生

- 一 はじめに
- 二 ヴィルヘルム・グレーナーの生い立ち（開戦まで）……………以上、本誌一二五号
- 三 大戦初期における軍部の社会政策
- (1) 食糧政策……………以上、本誌一二六号
- (2) 原料政策と兵器生産政策……………以上、本誌一二八号
- (3) マンパワー政策……………以上、本誌一二九号
- (4) 労使関係政策……………以上、本誌一二九号
- 四 軍事庁と祖国補助勤務法
- (1) ヒンデンブルク・プログラム……………以上、本誌一三〇号
- (2) 軍事庁の設立とグレーナー……………以上、本誌一三〇号
- (3) 祖国補助勤務法案をめぐる討議……………以上、本誌一三一号
- (4) 祖国補助勤務法のもとでの軍事庁……………以上、本誌一三一号
- 五 グレーナーの失脚
- (1) 一九一七年春の社会危機とグレーナー……………以上、本誌一三一号

第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

- (2) 企業家の戦時利得にたいする批判
 - (3) グレーナーの解任劇
 - (a) 重工業家側のグレーナー批判
 - (b) THO のベートマン批判とグレーナーの解任
- 六 むすび
- (1) グレーナーの政治的立場
 - (2) 敗戦にむかっての重工業家グループの政策転換
 - (3) 労働者の同権的参加からヴァイマル経済民主主義へ……以上、本誌本号

五 グレーナーの失脚

(1) 一九一七年春の社会危機とグレーナー

一九一六年から一七年の冬は、ドイツ国民にとって石炭不足と食糧危機のため非常に困難な時期であった。それを戦意昂揚によってなんとか乗り切った政府は、四月に入ると、いよいよパン配給の切り詰め政策を打ち出さざるを得なくなったが、これがこれまで蓄積されてきた国民の不満を一挙に噴出させ、四月ストへの引き金となった。こうした状況を敏感に察知したベートマンは、四月七日にプロイセンの三級選挙法の廃止を内容とする戦後改革を約束するという趣旨の復活祭声明をカイザーに発表させることによって最悪の事態を回避しようとした。しかしこの声明も、統制化の方向を強めた政府の食糧政策にたいする労働者の怒りを和らげることはできなかった。遂に四月一六日の月曜日に大規模なストライキとデモストレーションがベルリンと、続いてライプツィヒに発生した。この地の労働者は食糧と石炭の供給増加という経済的要求と同時に、早期講和、選挙制度の

民主化、集会・新聞の規制の撤廃、そして補助勤務法の廃止を求める政治的要求を掲げてストライキに突入した。ベルリンでは二一七、〇〇〇名の労働者がストライキに参加したが、金属労働組合のリーダーであるコーエン (Cohen) の指導のもとで非暴力的なデモンストレーションが整然と行われ、そして一名のストライキ委員が政府の食糧委員であるミヒャエーリス (Georg Michaelis, 1857-1936) と軍当局を代表するケッセル (General von Kessel) との交渉にあたった。交渉の席上、ミヒャエーリスはストライキ参加者に、労働者は十分な食糧を受け取ることができるようになるとともに、パンの配給量の減少を補充するため肉の量を増加させることを約束した。ケッセルは、ストライキに参加した兵役免除労働者を軍隊に連れ戻すことはしないという約束をした。この交渉が成功を収めたため、労働者の大多数は四月一七日に行われた全体会で職場に戻ることを決定した。⁽¹⁾しかし、ここでストライキが終息したわけではなかった。食糧供給にたいする労働者大衆の不満は、急進派の煽動によって戦争の長期化と政治改革の遅延にたいする不満と結びついた。ライプツィヒでも同様なストライキが行われたが、ここでは雇主側が労働時間を週五二時間に短縮し、賃金引上げに応じる約束をしたため、四月一八日にはストライキは終了した。⁽²⁾

ベルリンでもライプツィヒでもストライキの経済的側面は一応決着したが、しかし政治的要求はまったく未解決であったため、四月一八日以降も独立社会主義者の代議員であるホフマン (Adolf Hoffmann)、レーデブーア (Georg Ledebour, 1850-1947)、ディートマン (Wilhelm Dietmann, 1874-1954) らの影響下に、一部の労働者の間でストライキが継続された。こうした状況を見て、ケッセルはストライキにたいし強硬的態度をとることを決意した。ベルリンでの集会の権利は厳しく制限され、アジテーターのうち最も危険な人物の幾人かは軍隊に送られた。四月

一九日には、ドイツの武器・弾薬工場のマルティニッケンフェルデ (Martickenfelde) とヴィテンバウ (Wittenbau) の支部が軍の管理下におかれた。ここでは労働者は四月二一日までに職場に戻り、生産体制を維持するよう命じられた。この命令の違反者は罰金と投獄で罰せられ、さらに、職場に戻らなかった兵役義務のあるストライキ参加者は、軍隊に連れ戻され軍事的規律に服するように強制された。このような強圧的なやり方の結果、四月二三日までにストライキは終了した。⁽³⁾ 同じ日に、自由労働組合の総務委員会はその下部機関にたいし緊急警告を送った。「ドイツはロシアではない。独立派とスバルタクス・グループの革命ゲームは、ドイツの労働運動を危険に曝している。とりわけ、わが国の労働組合組織と国の防衛力を危険に曝している。われわれはこれまで、当局が強圧的なやり方を使用させないよう努め、旨くいった。もし独立派が周囲の拘束から解放たれて非合法的な政治ストライキを行うことに再び成功するならば、そのような強圧的なやり方がとられることは避けられないだろう。その結果は、すべての労働組合の活動は麻痺し、わが国の労働組合組織は重大なダメージを受けるだろう。しかし他方で、独立派の望む政治的成功は達成され得ないだろう。むしろ反動が支配し、政治改革の確かな展望が駄目になる危険性が大きいのである。」⁽⁴⁾ この緊急警告には、ストライキの収拾に労働組合の功績がいかに大きかったかを強調しようとする意図がうかがえるが、しかし実際には、軍の力なしにストライキを収拾できるほど労働組合が実力を持っていたわけではなかったし、また労働組合の指導者の内部にも社会民主党のリーダーのなかにも意見の不一致が見られたのであった。とりわけ補助勤務法の廃止要求をめぐって容易ならぬ事態が発生した。すなわち、ベルリン、ライプツィヒその他の重要な工業の中心地では、補助勤務法に批判的な強力な労働組合のグループが存在し、金属労働組合のリーダーであり軍事庁のメンバーとして補助勤務法を推進する役割を果たし

たシュリッケの政策に反対した。これらのグループのリーダーであるディスマン (Robert Dismann) は、シュリッケは補助勤務法を支持することによって労働者を売り渡したと非難した。これにたいしシュリッケは、自分の地位を強めるため信任投票を要求し、六月二七—三〇日に金属労働者組合の会議を召集した。その結果、シュリッケは信任を得ることができたが、しかしその過程で組織の内部に深い意見の対立があることが公けになった。補助勤務法をめぐる討論は、特別に激しいものであった。⁽⁵⁾シュリッケは、この法律は「強制的な法」であることを認めながらも、しかし「数滴の社会的油がこの強制的な法のなかに入り、強制的な性質を弱める傾向にある」と述べた。彼は、もし軍団副司令官が戒厳令によって強制を行うとしたらどうかと訊ね、そして答えた。「否。実践的観点から、労働組合のリーダーは彼ら自身に次のように言わねばならない。もしより大きな悪を避けることができるなら、われわれはより小さな悪を受け入れなければならない。……補助勤務法が現実存在している。そしてわれわれはこの現実を無視して議論することはできない。それ故、法律がわれわれに与えるいくつかの権利を利用し、労働者によって望まれた意味でかれらに適用させようと努める機会を与えるべきではないだろうか。」ディスマンは、補助勤務法は労働者にたいする例外法であり、そしてもし労働組合が補助勤務法を拒否したなら、政府が何をしたかわからないというシュリッケの危惧を嘲笑した。政府の権力についてはおのずから限界がある。「政府は、労働者が戦争の継続にとって不可欠であることを大変よく知っている」と。

ところで、四月ストライキにたいするグレーナーの態度は彼の政策を理解する上で特別に重要である。彼は当時の模様を次のように回顧した。「はじめ、一九一六—一七年の長い、冷たい、厳しいかぶらの冬とパンの配給切符が労働者の気分を大変暗くした。その結果、四月にベルリンのドイツの武器・弾薬工場ではじめて大きなス

トライキは行われた。ストライキは確かに比較的早く片づいたが、しかしそれは重大な特徴を持った。すなわち運動の過程で左翼急進派のアジテーションが見られたのである。私も事態を重大に受けとめた。⁽⁶⁾ グレーナーは一方では政府や軍部の激しい弾圧を警告したが、他方でライプツィヒとベルリンで起った政治的ストライキに危機感を懐いていた。そこでグレーナーは、武器・弾薬工場の労働者たちが独立社会主義者の影響下にあるので、今なすべき唯一のことは兵役免除された労働者をより頼りになる労働者と交換するほかないと考え、兵役免除された労働者の召集を行おうとした。⁽⁷⁾ 彼はこのような形で、兵役免除された若い労働者が再徴兵された後に、年長の安定した労働者を採用するよう奨励したのであった。またグレーナーは、四月二六日に集会の権利について議論するために軍団副司令官と会合を持った時、彼らにたいし多数派社会民主党や労働組合指導部のメンバーと、社会民主党から分離したばかりの独立社会主義者やスバルタクスのメンバーとの間に明確な区別をつけるように忠告した。前者と協力し、彼らが会合を開くのを許可することは必要である。そして同時に、彼らが「自分たちの約束を実行し、そして国民を啓発し宥める」ことを確実に行うことが必要である。その反面、独立社会主義者を孤立させ、彼らの扇動するストライキに反対するためにあらゆる努力がなされねばならない。グレーナーは、デイトマンを「最も危険で巧妙なアジテーターの一人」であると非難した。⁽⁸⁾

四月ストの後、五月には上シュレージエンの鉱山労働者の暴動が発生した。この地の労働者階級は、生まれながらのシュレージア人、ポーランド人、ロシア人の戦争捕虜から構成されていた。彼らの賃金と労働条件は、ルールの鉱山労働者に比べて著しく貧しかった。食糧事情はとりわけ困難であったため、ストライキの際に食糧を求めて暴動と略奪がしばしば行われた。そこでルール地方の労働組合から、上シュレージエンの労働者に労働者の

権利を教え、労働組合への参加を促すためにオーガナイザーが送り込まれた。彼らは軍当局と同様、石炭生産を維持する必要を認識していたため、シュレージエン鉱山の無統制なストライキを望まなかった。ストライキの緊張が高まった時、彼らは労働者を鎮める一方で、労働者を組織し、雇主に労働者と交渉させるためにストライキを利用しようとしたのである。一九一七年一月一日の帝国議会本会議で労働組合関係議員のシュミットは、結社・集会権の取り扱いについて発言した際に、上シュレージエンのストライキに触れて「ストライキは無計画であった。その背後には、いかなる労働組合もいなかった。ストライキはまったく突発的に発生した。今や労働組合の組織はこの問題にかかわり、そしてストライキの調停を行うために秩序と規制を持ち込むよう努めたことは明らかであった」と述べた⁽⁹⁾。そして労働組合は、ストライキ参加者に労働者委員会を利用することをすすめた。他方で労働組合は、政府にたいし労働者委員会、調停機関、仲裁委員会の活動を通して雇主組織と被用者組織との「社会的パートナーシップ」が促進されるよう要請した。さらに労働組合は、政府が集団的賃金協定が法律上で認められるよう努めてほしいという要求も行った。このような要求と並んで、労働組合は戦時の獲得物を維持するキャンペーンも展開した。これらの運動の成果として、金属労働組合の組合員数は、一九一六年の二四七、三六〇人から一九一七年の三九二、九三〇人を経て、一九一八年には七八六、一八六人に急増した⁽¹⁰⁾。その意義について、金属労働者の組合のリーダーのひとりは次のように述べている。「補助勤務法が発効した後、労働者たちは法律の意味とその規定に関する会合、会議、および議論のなかで啓発された。労働者は、労働者委員会がかつてよりも重要であるという効果と、労働者の経済的インタレストが調停委員会の利用によって防衛されるといふ効果を特に教えられた。上シュレージエンでは、労働者委員会の導入は経済生活における共同決定の要素と

して労働者を認知することを意味する⁽¹⁷⁾。」

- (一) Fritz Opel, Der deutsche Metallarbeiterverband während des ersten Weltkrieges und der Revolution, Hannover und Frankfurt am Main 1962, S. 59-60.
- (二) Ibid., S. 60-1.
- (三) Gerald D. Feldman, Army, Industry and Labor in Germany 1914-1918, Princeton, 1966, p. 339 [S. 271-2].
- (四) Die Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands an die Zentralvorstände der Gewerkschaften, Berlin 23. April 1917, in: Leo Stern (Hrsg), Die Auswirkung der Grossen Sozialisten Oktoberrevolution auf Deutschland, Archivalische Forschungen zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. 4/1, Berlin 1959, S. 468.
- (五) Die dreizehnte ordentliche Generalversammlung des Deutschen Metallarbeiter-Verbandes in Köln a. Rh., abgehalten vom 27. bis 30. Juni 1917, im Fränkischen Hof, Stuttgart S. 53 ff., zitiert bei: G. D. Feldman, pp. 353-4 [S. 282-3].
- (六) Wilhelm Groener, Lebenserinnerungen—Jugend, Generalstab, Weltkrieg, herausgegeben von Friedrich Fhr. Hiller von Gaetringen, mit einem Vorwort von Peter Rassow, Neudruck der Ausgabe 1957, Osnabrück 1972, Deutsche Geschichtsquellen des 19. und 20. Jahrhunderts, herausgegeben von der historischen Kommission bei der bayerischen Akademie der Wissenschaften, Band 41, S. 362.
- (七) G. D. Feldman, op. cit., p. 341 [S. 273].
- (八) Ibid., p. 344 [S. 275].

(9) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages, XIII. Legislaturperiode, II. Session, Bd. 310, 102. Sitzung (7. Mai 1917), Reprint 1986, S. 3860.

(10) F. Opel, op. cit., S. 122.

(11) Der Deutsche Metallarbeiter-Verband im Jahre 1917, S. 196, zitiert bei: G. D. Feldman, op. cit., p. 360 [S. 287].

(2) 企業家の戦時利得にたいする批判

労働組合の勢力が徐々に拡大してくるにつれて、雇主側の反撥と妨害が目立った。彼らは労働組合の勢力拡張にたいする不安から、グレーナーの宥和的態度に不満を持ち反撥を強めていった。

一九一七年八月にドイツ鉄・鉄鋼工業連盟は「戦時における労働政策と労働不安」と題する覚え書⁽¹⁾を配布したが、これは軍事庁の社会政策にたいする批判であった。そこでは悪の根源はベルリン軍事庁の設立にあり、この組織が労働組合のリーダーの「学校」として役立ったにすぎず、「調停機関と労働者会議所を設立してほしいという二〇年来の努力を復活する方法を教えた」という非難がなされた。さらに、労働組合は労働者のあいだに不平と不満を作り出すような状況に利益を持っているが、軍事庁は労働者を「よいムードで」維持するために労働組合の希望を充足するように努めた。そして補助勤務法は、労働組合の政治的目標を達成するために戦時状況を利しようとする努力した成果であり、労働組合が「不健康で不正な」賃上げ要求を支援することによって労働者の欲心を買おうと努めたことが、ストライキの原因となったと批判した。

このように重工業家たちはストライキの原因となる労働組合の賃上げ要求を拒否すると警告することによって

政府に製品価格の引き上げを認めさせるといふ戦術をとった。いわばストライキを逆手にとり、自分たちの価格引き上げ要求について政府と軍の支持をとりつけようとしたのであった。実際に鉱山主が労働組合から賃上げを要求された場合、軍部は雇主と労働組合の代表の仲介者として賃上げは止むなしという方向でまとめたため、石炭価格の引き上げは避けることができなかった。そして石炭価格の上昇効果は、より高い賃金を支払うことができる鉱山所有者に巨大な利得をもたらした。さらに、稼働している大企業が閉鎖された工場の所有者に補償を支払うよう義務づけられて以来、KRAは補償支払の負担を軽減する補給政策をとったため、何かを生産した企業の所有者も、何も生産しなかった企業の所有者もこの状況から大きな利得を引き出すことができた。⁽²⁾かくしてヒンデンブルク・プログラムは、工業家たちに戦時利得の大きなチャンスを作り出したのであった。

軍事庁のメンバーはこのような状況を危惧の念で見ている。クーペッテは工業家たちに「ドイツの経済的強度は明確な制限を持つ」こと、そして賃金をコントロールする唯一の方法は程々のレベルに利潤を保つことであると警告した。メーレンドルフは一九一七年初めに「全国民を捉えた……際限のないマネー作りと金の仔牛のまわりを踊るダンス」という言葉で彼のいや気を表現した。⁽³⁾社会学者マックス・ヴェーバーも、戦時利得の政治的社会的帰結について関心を持ったひとりであった。彼は『フランクフルター・ツァイトゥング』紙上で、プロイセン邦議会に上程された信託遺贈法案が「戦時利得の貴族化」、つまり企業家が戦時利得によって貴族の騎士領を購入し、信託遺贈財産に転換することによって貴族の称号を手に入れようとしているとして、第二帝政期のブルジョアジーの精神的風土を厳しく批判した。⁽⁴⁾

グレーナーもまた、工業家たちの戦時利潤に批判的であった。グレーナーの依頼により、マートン (Richard

Merion) は「利潤と賃金を規制する国家干渉の必要について」⁽⁵⁾と題する覚え書を執筆し、一九一七年七月一二日にグレーナーに提出した。このなかでマートンは次のことを指摘することから始めた。それは戦時中のドイツ工業の大きな生産性は「献身の精神や祖国愛のような倫理的動機」から生じたわけではない。実際には、それは「ほとんどもっぱら利得の刺激に」負うているのである。戦争が長期化するにつれて、工業家は生産物にたいする軍部からの大きな要求が持続すれば、それだけより長く利得を確保することができた。また、労働者は企業の間でマンパワーを求める競争が激しくなれば、それだけより高い賃金を獲得することができた。このことはとくにベルリンのような熟練労働を必要とする軍需工業地域に当てはまる。その結果は賃金の急上昇であった。「労働者たちは自分たちの力が無限に増大したことを知っている。雇主、とりわけ短視的な人と、戦時工業家としてしか見なされず、平和経済の未来の発展に利益を持たない人々の両方を一緒にすると多数であるので、彼らは生産物の価格を引き上げることによって、増大する賃金要求にたいし自分たちの利益がある程度まで守ることができ。しかし最終購入者である国家は、現在の状況のもとではそれが要求される価格に同調する以外は何もすることができない。」そこでマートンは、工業家たちが調達機関に強制していた契約の種類を検討するよう提案した。彼は新しいタイプの契約が次第に行き渡りつつあるが、それは企業が生産物を引き渡した後にはじめて、最終価格を述べる権利を留保した契約であることを指摘した。企業家側はそれらについていかほど原料と労働のコストがかかるかをあらかじめ確定できないから止むを得ない対応であるとして、このタイプの契約を正当化した。最初の価格が定められた場合でも、調達機関は署名の日付けと引渡しの日付けとの間に起こったすべての付加的なコスト増を支払うよう義務づけた。利潤が通常コストの固定的パーセントに基づいて計算されるように

なつて以来、工業家たちはあらゆるリスクから解放された。マートンの見方では、それらの奇怪な契約の眞の原因は、賃金についての不確定ではなく、むしろ原料価格の変動についての不確定さであった。石炭、鉄そして鉄鋼の価格は国家によってほとんどコントロールされていなかったため、それらの原料生産者たちは相対的に自由であった。ところが最終生産物を生産する企業は、軍隊から長期の契約で取引をするよう強制された。しかし原料生産者は短期の契約に基づいて取引してほしいと要求したため、最終生産物に含まれる原料のコストは、軍隊との長期契約をまもらざるを得なかった最終生産物の工業家によって数倍も上乘せされた。マートンは、この問題の唯一の解決は原料生産者たちが最終生産物の生産者に一定の価格で、定められた契約であらゆる原料を供給することが必要であると考えた。事実マートンは、石炭、鉄、鉄鋼の価格のこれ以上の上昇を許す理由はないと感じていた。価格の上昇を抑えたとしても、重工業の利潤は十分に高かったので価格の上昇なしに賃金の上昇を許すことができたのである。

最後にマートンは、覚え書きを三つの要望で締めくくった。第一は、これからの契約はすべて一定の日付けの前に締結したどの契約とも同様に、署名した時点で決められた固定価格に基づいて行われるべきこと。第二は、戦時利得税は戦時利得を不可能とする点まで増加させること。最後は、そして最も重要な点だが、イギリスの武器法をモデルにした法律を作成することである。この法律は、軍事局によって決定された価格を所有者が拒むような工場とか、平時には解決できないような労使間の争いが存在する工場を宰相が把握し、それらをコントロールする権利を彼に与えなければならない。軍事庁が、この法律を施行する。マートンの意見では、そのような法律はドイツの健全な経済発展にとって不可欠であった。「雇主は戦時はマネーをつくる時機ではないという

ことを明確に知らなければならない。戦時は現実ですべての人に犠牲を払うことを要求し、必要な場合には、犠牲を強要する時機であることについても雇主は明確でなければならない。同時に、ドイツの経済共同体のすべてのメンバーは、この強制的なシステムによって大いに訓練されるので、はるかに大きな道徳的且つ物質的な緊張に耐えることができるようになるだろう。……そして帝国の財政を再建し、戦争が終わったとき、再びわが国の経済生活を健全に作り上げていくことが必要である。」

グレーナーはマーチンの覚え書に大きな印象を受けた。そして彼は、補助勤務法を変更する努力は利得をコントロールするような方策が企てられる場合にのみ成功すると確信していたので、七月二五日にこの覚え書を宰相のミヒャエーリスに送った。覚え書に添付された手紙の中で、グレーナーは自分はマーチンの見解に全面的に賛成であり、この「新しい覚え書」が「わが国の経済的思考」のなかに持ち込まれるならば、それはおそらく「わが国の一般的な内政状況に有利な効果を持つことができるであろう」と述べた。⁶⁾しかし実のところ、雇主の高い戦時利得にたいするグレーナーの反撥には労働者への共感があつたように思われる。ある雇主が自分の工場での賃上げ闘争についてグレーナーに不平を言った時、グレーナーはこれに次のように答えた。「私は工業家がいまだかつて聞いたことがない仕方、戦時利得を追いかけるのを見たことがある。そしてこの気違沙汰の戦時利得が、他方では嫉妬に導くのも見た。私はあなたが、軍事庁が三五〇〇万マルクの利潤をつくらせないよう努力したことを知っているかどうか疑った。私は、あなたが次のような現実を知っているかどうか疑った。それは、ドイツの雇主が彼のために働く四人の女性をバラックのなかで虱で一杯のベットで寝るような状況においていること、ドイツの雇主が彼女たちにより高い賃金を申し出ることによって同僚の中から労働者を引き抜き、その後

価格を設定することによって国家から補償をもらえると考えていることなどである。⁽⁷⁾」

- (1) „Arbeitspolitik und Arbeiterunruhen im Kriege“, in : G. D. Feldman, op. cit., pp. 379-381 [S. 302-304].
- (2) Cf. ibid., pp. 389-390 [S. 309-310].
- (3) Ibid., p. 390 [S. 310].
- (4) Max Weber, Die Nobilitierung der Kriegsgewinne, in : Frankfurter Zeitung vom 1. März 1917 (Max Weber, Gesammelte Politische Schriften, herausgegeben von Johannes Winckelmann, 2. Aufl., Tübingen 1958, S. 183-191 に再録) 中村貞二・山田高生・林道義・嘉日克彦訳『ヴェンヌス・ヴェーバー 政治論集』みすず書房一九八二年、二一〇—二一八ページ。
- (5) Richard Merton, Über die Notwendigkeit eines staatlichen Eingriffs zur Regelung der Unternehmensgewinne und Arbeiterlöhne, in : Derselbe, Erinnerungswertes aus meinem Leben, Frankfurt am Main 1955, S. 29-35. W. Groener, op. cit., S. 521-5. Dorothea Groener-Geyer, General Groener—Soldat und Staatsmann, Frankfurt am Main 1955, S. 369-372.
- (6) Der Brief von W. Groener an den Herrn Reichskanzler vom 25. Juli 1917, in : W. Groener, op. cit., S. 521.
- (7) G. H. Feldman, op. cit., p. 359 [S. 286]

(3) グレーナーの解任劇

(a) 重工業家側のグレーナー批判

戦時利得を批判するマーティンの覚え書とグレーナーにたいする最も重要な反対者は、言うまでもなく重工業家

たちであった。なかでも重工業の指導者であったシュティンネス (Hugo Stinnes, 1870-1924) が最も活動的な敵対者であった。グレーナーのシュティンネス評によれば、シュティンネスは「確かに経済の天才であった。しかし経済の分野では、軍事の分野でルーデンドルフがそうであったのと同様な独裁者であった。彼がわが国の経済状態についての大きな展望を持っていたにもかかわらず、ものごとの発展を見なかった点で彼はルーデンドルフと共通していた。なぜならば、彼はそれを見たいと思わなかったからである。このことは再び彼が政治的ファクターをあまりにもわずかしか評価していなかったことに基づいていた。彼は個々の社会民主党の政治家と同様に、社会主義の思想を大変容易に片づけることができると思っていたのである。」⁽¹⁾重工業たちの不満は、グレーナー個人にたいしてのみならず軍事庁の機関にたいしても、とりわけ補助勤務法にたいして向けられた。グレーナーの『回想録』には次のようにある。「補助勤務法はあらゆる悪の根源として語られ、そして私(グレーナー)がその張本人ではなかったにもかかわらず、私と密接に結びついていたという非難が語られた。私の不穏当な要求を免れるために、重工業家は一九一七年八月一九日の会議で……補助勤務法第九条の改正を提案した。この会議にはパウアー大佐が出席した。そして彼は、OHLの名で補助勤務法の欠陥の排除を約束した。しかし私は、このようなやり方によって後に何かが起ることを知らなかったのである。」⁽²⁾グレーナーにたいする重工業家たちの非難はエスカレートし、「この不愉快な男(グレーナー)をそのポストから追い出し、前線に送るのがよいのだ」という意見まで現れた。確かにグレーナーと親しい間柄にあったベルリン雇主団体の議長のリッヒ (Ernst v. Borsig, 1869-1933) はグレーナーの意見に理解を示し協力を惜しまなかったが、しかし彼らは何分、最終生産物工業の代表であった。これにたいしフーゲンベルク (Alfred Hugenberg, 1865-1951)、シュティンネス、デュイスベルク (Carl

Duisberg, 1861-1935)、クレックナー (Peter Klockner, 1863-1940) らによって導かれた重工業グループの力は余りにも大きく、原料についての彼らのコントロールが余りにも強かったので、多くの工業家たちは彼らにいち目おかざるを得なかったのである。そして彼らは、政治家と軍部にたいし大きな影響力を持っていた。グレーナーによれば「企業家利得をイギリスの武器法の意味での権限賦与法 (Ermächtigungsgesetz) によって制限するという提案は、石炭、鉄、鉄鋼という基礎素材の生産者のところからはじまって国政レベルで激しい反対にあうことを私は予め知っていた。そのような計画の反対者は参加した工業グループのなかだけでなく、政府の中に、とりわけ帝国内務省のなかに座っていた。内務省はヘルフェリヒの指導のもとに資本と労働との間の闘争にたいし原則的にあらゆる干渉を拒否したのであった。」⁽³⁾ 当時のグレーナーの最も重要な政治的パートナーは内務省長官ヘルフェリヒであったが、グレーナーのヘルフェリヒ評はかなり厳しいものがあつた。「彼は……優れた頭腦の持ち主であつた。彼はあらゆることをよく知っていた。しかし彼は、遺憾ながらいつも行動しなかつた。」「彼は大衆について優れた理解と包括的な知識を持っているという意識に支えられた野心家であつたが、同時に自分の地位を心配する弱さも持っていた。彼は私と競争するのを恐れていた。」⁽⁴⁾ しかし両者の反目は、グレーナーが推察したようにヘルフェリヒの性格的なものに原因があつたというよりも、むしろ両者の考え方の違いと見るべきだろう。ヘルフェリヒはグレーナーの労働組合寄りの政策を快く思わなかつたし、また企業家の戦時利得にたいするグレーナーの批判についても反対であつた。ヘルフェリヒは、野戦鉄道の局長時代にカイザーに特別な寵愛をうけていたグレーナーが、補助勤務法の施行以後の対応について大権をバックに権力を握ることを恐れていたのである。

ところでグレーナーにたいする批判は、カイザーのところでも裏舞台で進行していた。一九一七年の五月に、